主 文

本件控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。 原判決別紙選定者目録、在職者目録、及び選定者の所属一覧表を別紙「更正目録」 のとおり更正する。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

- 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 別紙一「控訴人目録」記載の控訴人のうち別紙二「在職者目録」記載の各控訴人が、その所属する別紙四「課別・勤務種類別・勤務始終時刻、慣行休息時間一覧表」記載の勤務及び別紙五「超過勤務の慣行休息時間」記載の超過勤務に就労するにあたっては、被控訴人に対して別紙四及び別紙五記載の慣行休息時間をそれぞれ休息する権利を有することを確認する。

休息する権利を有することを確認する。 3 被控訴人は、別紙二「在職者目録」記載の各控訴人に対して、昭和五九年六月 以降前項の休息する時間が回復するまでの間毎月末日限り金五万円を支払え。

4 被控訴人は、別紙一「控訴人目録」記載の控訴人のうち別紙三「転出者目録」 記載の各控訴人に対して、同目録請求(慰謝料)金額欄記載の各金員及びこれに対 する平成二年一一月一五日から支払い済まで年五分の割合による金員を支払え。

- 5 訴訟費用は被控訴人の負担とする。
- 6 第三項、第四項につき仮執行の宣言
- ニ 控訴の趣旨に対する答弁
- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 3 金員の支払いが命ぜられる場合には担保を条件とする仮執行免脱の宣言 第二 当事者の主張

当事者双方の事実の主張は、次の一のとおり原判決に付加し、次の二のとおり控訴人らの、三のとおり被控訴人の当審における各主張ならびに相手方の主張に対する反論を付加するほかは、原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する(なお、原審原告ら(選定者ら)のうち控訴人らを除く者については、控訴の取下によりすでに訴訟が終了し、本件の控訴人は別紙当事者目録記載の控訴人のみとなったので、以下で原判決を引用する場合には、原判決書中「選定者ら」とあるのは全て「控訴人ら」と読み替えるものとする。)。

原判決への付加 原判決書八頁一行目のかっこ内末尾に「被控訴人はこれを慣行休息と称するこ とに異議があるとするが、その善し悪しないしこれが正当な権利であるかどうかは ともかく、事実として長年続いた慣行であったことは後にも判断するとおりであ り、要は呼び方の便宜の問題に過ぎない。」を加え、同六行目の「勤務条件法定主 義のもとでは」を「控訴人らの勤務関係はいわゆる勤務条件法定主義に従うもので あるのか、もしそうだとして、勤務条件法定主義のもとでは」に、同一〇行目の 「規範的効力が認められるのか」を「規範的効力が認められるのか、もし認められ ないとしても、個々の労働契約の内容となることがあるのか」にそれぞれ改める。 原判決書九頁四行目の「別紙一」から八行目の末尾までを次のように改める。 「控訴人らは、東京中央郵便局(以下「東京中郵局」あるいは単に「中郵」ともい う。)に勤務し(現在勤務している者は別紙二「在職者目録」記載のとおりであ あるいは勤務していた(過去に勤務していた者とその転出・退職年月日は 別紙三「転出者目録」記載のとおりである。) 現業国家公務員である。」 3 原判決書一一頁四行目の「慣行休息権の法的性質」を「慣行休息権の成立」 に、五行目の「労働協約」を「労働協約としての効力を有する合意(四五年六月の 合意の法的性質についての主位的主張)」にそれぞれ改める。 原判決書一二頁八行目の末尾に「郵政省と全逓との間の昭和三五年四月三〇日 付「団体交渉の方式、及び手続に関する協約」(以下「コミュニケーションルー ル」ということがある。)において、中央における団体交渉とは別に支部交渉が認

められており、交渉委員に指名された中郵局長は、当該郵便局に関して国営企業労 働関係法(以下「国労法」という。なお、昭和六一年法律第九三号による改正前の 同法の名称は公共企業体等労働関係法であったが、本件に関する限り、該当条文に 変更はないから、特に必要がある場合を除いては国労法の名称を用いる。)八条所 定の問題について団体交渉をし、労働協約を締結する権限がある。休息時間はそも そも労働時間であり、休息時間をどのように定めるかは予算の実施に関わることが らであるから、中郵局長の権限に属し、そうでないとしても、右のとおり、合意に

先立って中郵局長は郵政省から授権、指示を得ていた。」を加える。 5 原判決書一三頁七行目の末尾に「コミュニケーションルールのもとで支部交渉事項とされたことがらの中には、労使合意が成立した場合であっても文章化したり、記名押印したりしないものがあるという実状であったから、協約締結権限を有 する当事者が書面性の要件を排除または変更したものであるとみることもでき る。」を、一〇行目の末尾に「(四五年六月の合意の法的性質についての予備的主 張)」をそれぞれ加える。

原判決書一四頁三行目末尾に「仮に、本件合意が労組法の定める要件を欠くと いう理由で労働協約とみることができないとしても、そもそも労働協約の規範的効力は、労組法によって創設されたものではなく、およそ労働協約であれば当然に守 られるべきであるというその本質に根ざすものであるから、実質的労働協約とし て、その本来的効力である規範的効力は認められるべきである。」を加える。

原判決書一九頁九行目から一〇行目にかけての括弧書きを削る。

控訴人らの主張並びに被控訴人の主張に対する反論

昭和四五年六月の慣行休息の合意

被控訴人は、控訴人が主張する昭和四五年六月一〇日の中郵当局と全逓中郵支部 との間の慣行休息に関する合意(以下「本件合意」という。)の成立そのものを否定するが、その合意があったことは証拠上も明らかというべきである。被控訴人は、中郵当局と全逓中郵支部との団体交渉事項でもないのに、全逓中郵側から突然慣行休息に言及されて中郵当局が特に異議を述べなかったからといって、慣行休息に言及されて中郵当局が特に異議を述べなかったからといって、慣行休息 を認めるとの合意があったことにはならないというが、突然慣行休息の問題を持ち 出されたなどというようなものではなく、被控訴人の主張は事実に反する。郵政省 は、すでに昭和四五年四月九日、全逓中央本部に対して、全国における慣行一般に は、9 でに昭和四五年四月九日、主歴中天本部に対して、主国にのける頃日 原についてこれを一方的に剥奪する意図はなく、全逓と郵政省との間に締結された勤務時間及び週休日等に関する協約(以下「勤務時間協約」という。)を上回るものについては、現場段階で事前に話合いをしていくとの見解を明らかにしており、さらに、郵政省と全逓とは、同年五月一二日に、職員の勤務時間の短縮(以下「時短」という。)を実施するにあたっては、慣行休息の是正の問題は現状凍結することと し、別途協議すべきことを確認していたという経緯もある。その上で、同年六月二 日の郵政省と全逓中央本部との話し合いにおいて、郵政当局から「①実労働時間が増えることのないようにする、②実質的に拘束時間を延長することのないようにする、③休憩・休息時間の位置が変わることはあり得る、との三項目の考えが示されたのである。これを受けて同年六月四日に中郵当局と全逓中郵支部との間で慣行休息が確認されたのである。 息が確認されたのであって、その後の全体の窓口折衝においても、分会における折 衝においても、郵政省から示された右三項目を前提として、すなわち慣行休息を認 めることを前提として折衝が行われていたのである。分会による折衝を経て、慣行 休息の具体的な時間と位置の確認をしたものであることは明白であり、本件合意の 成立は争いようのない事実であるといえる。

加えて、原判決で認定されたほかにも、次のとおり幾度となく慣行休息の存在を 前提とする服務線表の作成作業がなされている。

一) 昭和四五年第三特殊課増員に伴う服務線表変更時 中郵当局は、昭和四五年七月一五日に第三特殊課に一五名の増員をしたことに伴 い、同年一一月一三日慣行休息の総時間数とその存在の是非になんら触れることな く、これを前提として、しかも特例休息と慣行休息を区別せず一体のものとして組み込んだ新線表を示し、全逓中郵支部も同年一二月二四日にはこれを受け入れた。

昭和四八年機械化局部分時短の休息時間復活交渉時 (\square)

昭和四八年五月に、本省と全逓中央とが、全国一律に休息時間を復活、増加させる合意をしたのを受けて、中郵当局は勤務時間四時間につき一五分の割合で休息時 間を増加する案を示した。右の案は、勤務時間協約を上回る慣行休息時間につい て、これを増加する休息時間に応じて削減するなどなんらの手を加えずに、全国レ ベルに合せて同一の休息時間を増加するものであった。

昭和五〇年普通郵便部年末臨時分室設置時

昭和五〇年の年末臨時分室が大手町の東京国際郵便局内に設置された際に、普通

部の各課から人員を派遣したが、中郵当局は、派遣元となる課毎の加重平均で分室における慣行休息を設ける服務線表を作成、提示した。

郵便輸送合理化に伴う服務変更時

昭和五三年九月六日郵便輸送合理化に伴う服務表変更時に、中郵当局は、慣行休 息そのものを問題とせず、その平行移動と新設の服務線表を示し、全逓中郵支部も これを受入れた。

第一普通課服務線表一部改正要求時 (五)

昭和五五年末に全進中郵支部が中郵当局に対し、第一普通課における休憩、休息 の一斉付与を実現するために、慣行休息の平行移動などを含む要求を提出した際、 中郵当局は、組合とのやり取りの末に、郵政局と協議し、慣行休息の一部移動を含 む回答をしたことがある。このときは、交渉こそまとまらなかったが、慣行休息の 位置移動そのものには支障がないことについて東京郵政局を含めて確認がなされた ことになる。

(六) 昭和五八年一月二四日郵便窓口取扱時間変更時

昭和五八年一月二四日郵便窓口取扱時間を変更した際に、中郵労使双方は、慣行休息の位置の移動と新設の服務線表に慣行休息を盛り込むことで合意した。 (七) 昭和五九年一月二四日郵便輸送合理化に伴う服務変更時

昭和五九年一月二四日郵便輸送合理化に伴って服務線表を変更した際、現行の慣 行休息時間について労使で確認をした。

以上のように、中郵当局が度重なる服務線表の作成に際して異議なく応じてきた ばかりか、自ら慣行休息を取り入れた服務線表を提示したことさえあるという事実 は、中郵当局が慣行休息を容認し、これを認める合意が成立していることを示すものに他ならない。被控訴人は、当審におけるこの点の控訴人らの立証についてはな んらの反証も提出しないばかりか、具体的な反論すらしていない。控訴人らのこの 点についての主張を認めるものというべきである。

被控訴人が主張する勤務条件決定方式について

被控訴人は、現業国家公務員にも勤務条件法定主義が適用され、したがって郵政 事業職員勤務時間、休憩、休日および休暇規程(昭和三三年公達第四九号、以下「勤務時間規程」という。)に定められていない労働協約や労使慣行は何ら法的効力を有しないという。
しかし、憲法七三条四号の趣旨は、公務員制度を国民主権に基づく議会の統制のした。

もとにおき行政サービスの確保を図るとともに、勤務条件を法律で定めることによ って、使用者たる国の恣意的、不合理な支配を排除し、公務員の身分を保障するこ とにあるから、その基本的意義は憲法二七条二項と異ならない。これを公務員の勤 務条件はおよそすべて法律で定められることが憲法上の要請であるとするのは誤り である。最低の基準として法定された基準以上の、あるいは基準の細目的ことがらをどのように定めるかは、団結権、団体交渉権、争議権の保障のもとにおける公務員を含む勤労者と使用者との間の労使自治によって規律されるとするのが憲法の趣 旨である。

仮に現業国家公務員の勤務関係について、基本的に公法上の権利関係であるとい う見解をとったとしても、控訴人ら現業の職員には、現行法上の団結権はもちろん 勤務時間等の労働条件に関する団体交渉権、協約締結権が保障され、労組法、労基 法もほぼ全面的に適用される(国労法三条、四条、八条、労基法八条一一号)ので あるから、その労働条件決定方式は、労使対等決定の原則に基づき(労基法二条項)、労使自治によって決定すべきものである。例外として、争議権の保障がな また資金の追加支出を要する協定を締結した場合には、当然には使用者たる政 府を拘束せず、国家の承認を要するとされるだけである(国労法一六条)。それゆ 国家公務員法六三条一項(公務員の給与に関する規定)をはじめ、一般職の給 与に関する法律、国家公務員退職手当法など国家公務員の勤務条件につき法定主義 を定めたとされる諸規定が適用排除されているのである(国労法四〇条一項、国の 経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(以下「給与等特例法」とい う。)七条)

給与等特例法六条一項には「主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を 受けた者は、その企業に勤務する職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規 程を定めなければならない。」とあり、勤務時間規程はこの定めに基づいている。 しかし、給与等特例法六条一項は、郵政大臣に対して単独で規程を制定しうる権限 を与えたものではない。同条は、国労法が現業国家公務員の労働条件が団体交渉事 項、労働協約締結事項であるとしたのを受けて、団体交渉、労働協約締結における 権限を有する行政庁を明示し、法律、人事院規則の適用を排除された現業国家公務員の勤務条件の基準、具体的な内容を使用者として客観的に明示すべき義務、責務 を負わせた規定である。

以上のとおり、現業国家公務員の労働条件は、労使間の団体交渉、労働協約によって自主的に決定されるものであるから、郵政大臣が単独で定める勤務時間規程に定められなくとも、労働時間や休憩、休息時間に関して労使間で成立した労働協約や労使慣行が法的効力を有することは当然である。郵政大臣が一方的に作成する勤務時間規程によってすべてが決まるとするのは、国労法などによって現業国家公務員に保障された団体交渉権、協約締結権を否定するものである。またいつでも郵政大臣の定める勤務時間規程によってその労働条件が左右されることになるから、三者機関である人事院の規則によって勤務条件の細目、具体化がなされる非現業国家公務員に比較して著しく不利な立場に置かれることにもなる。被控訴人の主張は誤っている。

3 事実たる慣習に基づく休息権

民法九二条により法的効力のある労使慣行が成立するためには、同種行為又は事実が長期間反復継続して行われていること、当該慣行的事実が多数当事者間に存在していること、労使双方に規範的意識が存在し又はこれが推定されることが要件であると考えられる。仮にこのうち第二、第三の要件に代えて、当事者が慣行によることを明示的に排斥していないこと、当該労働条件についてその内容を決定しうる権限を有し、あるいはその取り扱いについて一定の裁量権を有する者が規範的意法を有していたことの二要件を満たすべきであるとしても、規範意識を欠いたまられると長期間反復継続して慣行的制度、慣行的労働条件が実施されることは考えられず、要件の存否は総合的に判断されるべきものであるから、第三の要件を重視するのは誤っている。

原判決は、労働条件を決定する権限を有する者に規範意識があることを要するとの点において十分でないという。しかし、規範意識を取りあげる場合に、ことら労働条件の決定権者や裁量権者の意識を取り上げることは、中郵における労使政治、中郵の十六勤制度を維持していくためには慣行休息が不可欠であるとの認識するが、中郵の十六数十分である。加えて、関行休息は、働かせ方の問題であり、特殊中郵という労働・時のである。加えて、関行休息は、働かせ方の問題であり、特殊中郵という労働・に発生したものであるから、全国の他の郵便局と一律に考える必要はなり、規範意識もまた中郵当局者のそれとしてみれば十分である。仮にこれを就業規則に対策を表すなわち郵政大臣の規範意識ととるとしても、意思表示の解釈は客観的に対策を表するべきであるから、少なくとも郵政大臣個人の意識ではなく、郵政本省、東京郵政局、中郵当局等労働側に対抗する組織としての規範意識が問われるべきである。

先に整理した。 一大経過から明られた。 一大経過から明られた。 一大経過からで変わり、それまでは機会をしていた。 一大経過からで変わり、それまでは機会をしていた。 一大経過からで変われた。 一大経過からで変われた。 一大経過からで変われた。 一大経過からで変われた。 一大経過からで変われた。 一大経過からで変われた。 一大経過からで変われた。 一大を表して、 一大を表して、 一大は、 一大は、 一大は、 一大は、 一大は、 一大には、 一大にでいた。 一にでいた。 一には、 一にに、 一には、 一

慣行休息を含む各休憩、休息の位置と長さは、各職場毎に労使が協議をして決まるものであり、局長、部長の承認がなければ、実施も不可能であるから、それについて本件合意以来昭和五八年に至るまで少なくとも前後一二回に及ぶ労使の確認を経ている以上、中郵当局者に規範意識があったことは疑いなく、各確認の一々について東京郵政局、本省が指導をしていたことも明らかであるから、これらの者についても規範意識があったというべきである。

当局が内心で是正の意思を有していたところで、それは合意の解釈になんらの影響を与えるものではない。客観的に本件合意時に示されたのは慣行休息は存続させるという意思であり、慣行休息を暫定的に残すというものではない。また、原判決のように、暫定的に存続する合意であると評価すべき事情はない。具体的に期間は定められなかったが、労使合意において労働条件の規範的部分を定めるものは、むしろ期間限定をしないのが普通である。期間に触れないのが暫定性の根拠になるものではない。

被控訴人は、是正の意思が明らかであったように主張するけれども、中郵はもちろん東京郵政局も、慣行休息の存在とその継続の事実を十分に承知しながら、昭和五七年二月の四・一時短実施に伴う是正の申し入れに至るまで、一度たりとも、明示的又は黙示的に慣行休息を削減するとか是正するとかの意思の表明をしていないし、右の時短実施の際にも結局はこれを容認したのである。

確かに、当局は、明らかになった事実の範囲では、昭和三七年以降新しい合理化計画が実施される度に慣行休息を是正する意思を表明していた。すなわち、昭和三七年六月の深夜伝送便実施に伴うメモ、昭和四一年一〇月二六日の航空機塔載計会に伴う東京郵政局の発言、昭和四二年一〇月の晴海新局、東京出部小包局の新設の原で東京・昭和四三年の東京南部小包局、東京国際郵便局の新設の原の東京中央郵便局の発言などであるが、それらの趣旨も、全逓からの確認ののではない」などと付け足した発言をしたことがあっても、先のとおり意味も高いのではない」などと付け足した発言をしたことがあるが、それらの発言は法的にはなんの意味も同じたとすれば、それらの発言は法のにはなんの意味も同じたのがあるが、全逓が民法九二条に関行休息をの応じる求めのにした。仮処分申請はこれを受けてより終了した。

いずれにせよ、被控訴人は、本件合意の後は是正意思を喪失していたものである。

三、被控訴人の主張並びに控訴人らの主張に対する反論

1 本件合意の成否について

控訴人らが主張する本件合意の事実経過は次のとおりである。

すなわち、郵政省と全逓中央本部との間では、昭和四五年五月一二日、部分時短 実施そのものについては合意が成立し、同年六月一〇日から実施されることとなっ たが、その際、郵政省が主張している勤務時間協約を上回る労働慣行の是正につい ては、全逓中央本部は、週休日増加方式の時短実施時点における是正には同意した ものの、それ以上は譲歩する意向を示さなかったため、部分時短実施時における右 労働慣行の是正は実現し得なかった。そこで郵政省は、部分時短実施時における是 正は行わないこととし、週休日増加方式の時短を実施する前提条件として対処して いく方針を採用した。

郵政省が全逓中央本部に示した三項目の考え方は、東京郵政局を経由して中郵当局に伝えられた。中郵当局は、この三項目の連絡を受けて、六月三日以降、この内容に沿って六月一〇日の部分時短実施に伴う服務表改正につき労使間での窓口あるいは各課折衝等により、問題点を詰め、六月九日に最終整理となったものである

が、中郵局における労使間の話合い等は、業務運行の混乱を回避するために郵政省の表明した三項目の内容に従って改正服務表が作成されたものである。

そもそも、昭和四五年当時、郵便局段階においては、労基法に基づく三六協定及び二四協定以外は団体交渉の対象事項になっていなかったのである。三六協定締結のための団体交渉の席上全逓中郵支部から突然慣行休息に言及されたのに対して、なんらの権限を有しない中郵当局側が特に異論を述べなかったからといって、不自然ということはなく、そこに慣行休息を容認する合意が存在したと評価することもできない。まして、これを契機にして、それまで是正の方針であったものが容認へと方向転換したとはいえない。

控訴人らは、本件合意の後にも幾度となく合意の確認がなされたと主張する。そのうち事実経過自体は概ね認めるが、それが慣行休息の確認であったとする部分は 争う。

2 勤務条件決定の方式について

労組法は、労働協約の効力発生要件として厳格な方式を定めていることからいって、仮に何らかの範囲で控訴人らの主張する本件合意の成立が認められるとしても、これに労働協約ないしはこれに準ずる効力が認められる余地はない。加えて郵政職員の勤務関係が労働契約という私法上の関係にはなく、基本的には公法的規律に服する公法上のものであり(最高裁昭和四九年七月一九日判決・民集二八巻五号八九七頁参照)、いわゆる勤務条件法定主義の適用を受けることに照して、控訴人らの主張は認められない。

るようとおり、現業公務員は、一般職の国家公務員(国公法二条二項、国 労法二条二項二号、給与等特例法二条二項参照)として、国の行政機関に勤務されてあり、しかも、その勤務関係の根幹をなす任用、分限、懲戒、服務等にないるのは、国公法及びそれに基づく人事院規則の詳細な規程がほぼ全面的に適用される(なお、郵政省設置法二〇条参照)などの点にといるの勤務関係は、国労法の関係であること、国労法が労働経済のは、公法的規律に服する公法上の関係であること、国労法が労働経済を認め、自己との方法が労働をである。要件に国労法の方法の方法の対象としたうえぞれにつき労働協的の第一項参照という経済の対象としている(同法四〇条一項参照)のそれとは、労働政策に従事する公務員の勤務関係が、いわゆる非現業の国家公務員のものであるとは否定しないが、より、ある程度当事者の自治に委ねられている面があることを否定する根拠となるものである。

ここで、当事者の自治に委ねられている面とは、具体的には、国労法八条に定めるとおり、賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項などの労働条件に関する事項につき団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することをいうに過ぎない。したがって、国労法八条により適式、適法に成立した労働協約により労使関係が規律されることは当然として、それ以上に民間企業の勤務関係と同様の私的自治を認める余地はない。

右に述べた労働協約としては、勤務時間協約、同協約付属覚書並びにその他の関係労働協約がある。また、規程としては勤務時間規程があり、就業規則も定められている。これらにより郵政職員に対して適用される勤務時間、休憩、休日等の勤務

条件が定められることになる。休息時間についても、職員の勤務の提供方法という最も基本的な勤務条件の一つとして、協約等のなかに休息時間の意義、長さ、性格、付与方法等がそれぞれ詳細に規定されている。

この特例休息は、それぞれ郵便局の規模、業務の形態、勤務の種類等を具体的に 斟酌した上で、個々の郵便局に適用される休息時間が中央段階(郵政本省と関係労働組合中央本部)で具体的に決定され、勤務時間協約等において統一的、網罹的に 規定されている(勤務時間協約付属覚書別表第二等)。これについて所属長(郵便局長)に認められている権限は、特例による休息時間として定められている範囲内で特例休息時間を定めること及び同規程に定められている範囲内で服務表により休 息時間を設ける方法(割振、付与位置)を定めることのみであって、同規程の定めを起えて休息時間を決定する権限は委任されていない(勤務時間協約付属覚書一八項、勤務時間規程二五条、就業規則五八条)。

このように明確な規律のもとにあるので、他にこれと離れて労働契約が成立したり、慣行というような成立時期や内容について一義的明確性のない事実状態によって規律される余地は全くない。

3 事実たる慣習に基づく休息権について

右のとおり、郵政職員の勤務関係は、公法的規律に服する公法関係であり、民間企業のような雇用契約上の関係(対等当事者の関係)ではないのであるから、そこには対等当事者間の関係に適用される一般労働法の法理を適用することはであるには対等当事者間における契約ないしは合意という観念を容れる余地はないの場合に、当事者間における契約ないしは合意という観念を容れる余地はないのは、当事者間における契約ないしは合意という観念を容れる余地はないのは、当事者間における契約ないしは合意という観念を容れる余地はないのは、当時では、当時である。とは、当時では、「大きない。」といるであるは原則として公の秩序(強行法規)に関するものである余地はであるに関するは原則として公の秩序(強行法規)に関するものである余地はであるに関するは原則として公の秩序(強行法規)に関するものである余地はである。といるの法令に反する慣行が合意の方え成立し、実態的に行われている。としても、合意そのものが違法である以上、そのような慣行が何らの法的対としないものであることは明らかである(最高裁昭和六〇年一一月八日判決・民集三九巻七号一三七五頁参照)。

以上の考え方からすれば、本件においては、誰についてにせよ規範意識を問う必要はない。

第三 証拠(省略)

理 由

当裁判所も、控訴人らの請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であると判断するものである。その理由は、以下のとおりである。

一 慣行休息、本件合意の成否並びにその後の確認について

- 1 本件で慣行休息が是正された経緯、本件合意の成否、その後の合意の確認の経緯並びにその意義についての当裁判所の判断は、次の(一)及び(二)のとおり原判決に付加し、2及び3のとおり当裁判所の認定及び判断を加えるほかは、原判決理由説示(原判決書三〇頁以下の一の項、三三頁以下の二の項、五六頁以下の四の項)のとおりであるから、これを引用する。
- (一) 原判決書四一頁九行目の「国の主張に照らすと、」から四二頁一行目末尾までを「国の主張には、さしあたってヤミ休息を廃する意思はないとの意向を示す部分もあることからすると、当面は慣行による休息を認める趣旨の発言はあってもおかしくないが、国の主張は基本的には慣行休息を是正する意向であることを明確に表明しているのであるから、慣行休息時間を将来にわたって確保する旨の確認をするとは考え難いところである。右各証拠はそのままには採用することができない。」に改める。
- い。」に改める。 (二)原判決書四七頁末行の「当局は特に異論を述べなかった。」を「次長は、実働は増やさない、慣行はそのまま時間数は確保する旨答えた。」に改め、四八頁四行目から五行目にかけての「席上東京中郵当局が異論を述べなかったこと」を「席上でのやりとり」に改め、六行目の「甲第六一号証の二、」の次に「乙第六一号証、」を加える。

及び第一〇七号証、証人G、同H、同I及び同Jの各証言並びに弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

- (二) 中郵では、服務表とは別に、これに基づいて、業務の進め方を判り易く表示してダイヤグラム式に一覧できるように工夫した服務線表が作成され、主事席に備え置かれていたほか、実行線表と題されて各職員にも配付されており、服務表では判らない慣行休息も、服務線表の上では休息時間の一部として表われており、昭和四四年ころ以降に箱線表と呼ばれるものに変ってからは、特例休息と慣行休息との区別が明瞭に記載されるようになった。
- (三) 昭和五五年二月に至るまでは、郵政当局及び中郵当局と全逓及び同中郵支部との間では、支部における団体交渉事項の範囲について認識を異にし、郵政当局及び中郵当局の側では、服務表の改訂問題は支部の団体交渉事項には当たらず、所属長である郵便局長には団体交渉権限並びに労働協約締結権限はないとの見解に立っていたのに対して、全逓及び同中郵支部は、これも支部における団体交渉事項に含まれ、かつ中郵局長は労働協約を締結することができるとの見解に立っていたため、服務線表をめぐる中郵における労使の協議の席を団交と呼ぶことについても双方の認識が一致していなかった。

中郵では、昭和四五年六月以降も、新たに服務線表を作成する必要が生じた場合には、その都度、先ず、全逓中郵支部の業務対策部と中郵当局の労務担当課長である厚生課長、場合によっては調整課長が立合って、課毎に休息総時間を確認し、次いで分会毎に休憩、休息の時間配分などを交渉、確定し、これをもとに中郵当局が服務線表を作成するという作業が繰り返された。原判決が認定する他に、次のような経過がある。

3 先に引用した原判決の認定する事実及び当裁判所が認定した右2の経過に照すと、昭和四五年六月以降昭和五九年以降の是正に至るまで、昭和五七年二月の時短 実施に関連して慣行休息の是正の申し入れをしたことを除けば、郵政当局ないし中 郵当局が、慣行休息の是正に向けて具体的に全逓ないし全逓中郵支部に対して積極的に働きかけた形跡はほとんどない。郵政当局及び中郵当局としては、慣行休息はいずれ是正しなければならないとの認識はあったにしても(当審H証人、G証人、J証人)、四・九確認及びこれに引き続いて五月一二日さらに六月二日の郵政当局と全逓中央本部との交渉の際に示された、是正は強行しない旨の郵政省の見解に基づき、是正に向けて積極的に動くということはなかったものとみることができる。

その後の経過の中で、控訴人らの主張するように、四・九確認の意味を巡って双方の認識に相違が生じたことは窺えるが(いずれも成立に争いない乙第八〇号証の一ないし七)、こうしたことは対立する意見を集約しながら妥協点を見出していかざるをえない労使の折衝にあっては避け難いところであるといってよく(あえていえば、玉虫色の決着であったといってもよい。)、このような意見の対立が生じたことをもって、先の認定を覆すものとするには足りず、別の見方からすると、むことをもって、先の認定を覆すものとするには足りず、別の見方からすると、むことをもって、先の認定を覆すものとするには足りず、別の見方からすると、むことをもって、先の認定を覆すものとするには足りず、別の見方からすると、むことをもつて、たい。

四・九確認の後、郵政当局と全逓中央本部とが、五月一二日に、時短を実施するに当たっては慣行休息の是正の問題は現状凍結することとし、別途協議すべきこと を確認し、さらに六月二日の郵政省と全逓中央本部との話し合いにおいて郵政当局 が三項目の考えを示したのを受けて中郵当局と全逓中郵支部が慣行休息の具体的な 時間と位置を確認したという一連の経過を素直にみれば、原判決も判示するとお り、中郵当局と全逓中郵支部との間においても、その法的性格ないし効力はともか くとして、当分の間は慣行休息が認められているという現状を変更しないとの限度 で合意が成立したと評価されるのはこれまた止むを得ないところであって、合意の成立した事実まで全面的に否定する被控訴人の主張は採用することができない。しかし、他方、右に判示した事情のもとにあっては、この合意が、郵政省ないしは中 郵当局が慣行休息を正当なものとして是認する積極的な合意であったとする控訴人 らの主張もまた採用することができない。確かに、昭和四五年五月から六月にかけ ての中郵当局と中郵支部との慣行休息の確認の過程で交渉に当たった中郵当局の担 当者が、確認が暫定的なものであるとか当面の確認に過ぎないというような明確な 発言をしたわけではないし(当審G証人)、当時の交渉の模様を記載した控訴人Bのメモ(同人の原審における本人尋問の結果により成立を認める甲第六一号証の 一)や中郵当局の側で交渉の経過を記載した労務日誌抜粋(成立に争いない乙第五 八号証、第五九号証、第六一号証)にもこの点について特別の記載は見当たらな い。しかし、控訴人Bの方も将来とも長期にわたって認めるかどうかとの確かめか たはしていない。こうしたやりとりは激しい対立をはらむ問題を背景とした労使の 交渉に当たっては決して珍しくないことであり、とくに微妙なバランスのうえに妥 協点を見出そうとする場合には互いに将来の交渉に差し障りがないよう、慎重に言 葉を選んでいるはずである。四・九確認から六月二日の郵政省と全逓中央本部との

話合いに至るまで、まさにこの点を巡って双方がきわどい折衝を続けてきたことは、要求と回答の表現振り等からも十分窺うことができる。互いに条件を明示していないからこそぎりぎりのところで一定の妥協に達することができたといえよう。 暫定的とか当面とかの言葉がなかったからといって長期にわたる将来まで慣行休息を是認したとするわけにはいかない。

二 控訴人らの主張する合意の効力について 郵政職員の勤務関係及び労働条件の決定方式並びに控訴人らの主張する合意の効力についての当裁判所の判断は、以下のとおり付加するほかは原判決理由説示(原判決書五二頁以下の三の項、五七頁以下の五の項、六の項)のとおりであるから、これを引用する。

1 郵便事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職に属する国家公務員(以下「郵政職員」という。)である控訴人らに関する労働関係については、国労法(本件紛争当時は公労法。規定自体は同様なので以下便宜国労法で説明する。)が適用され、同法に定めのないものについては労働組合法が適用される(国労法二条、三条一項)。そして、その職務と責任の特殊性に基づいて別に法律又は人事院規則を以て規定することができるとの国家公務員法の定め(国家公務員法附則一三条)に対応して、国労法には勤務条件に関する人事院の権限等について定めた国家公務員法へ可ないし四項など多くの規定の適用除外が定められている(国労法四、国、二項)。また、同じ理由から、給与等特例法が定められている(同法七家公務員法中の給与、勤務時間に関する規定の適用除外が定められている(同法七条一項)。

このようにして、郵政職員の給与、勤務時間(本件で問題となっている休息も、給与支払の対象となるものであり、ここに含まれる。)、休憩、休日及び休暇に関する事項などについては、郵政職員が結成した労働組合が団体交渉の対象とは、再者である国ないし郵便事業の代表者である郵政大臣との間で労働協約を締結。日とが認められている(国労法八条)。この意味における労働協約としては、日本のは、他方で、郵政大臣は給与準則(給与等特例法四条)、勤務時間規程(同法六条)を定めなければならないものともされているので、両者の関係が問題となるとことであるで、対則その他の規程に抵触する協定(前同)の扱いを定め、とりわけ後者のよいては協定が規則その他の規程に優先する趣旨が定められているので、協約が優先することは明らかである。)。

承認を得て始めてその効力を生ずるものとされている(国労法一六条)。 このようにみてくると、控訴人らの勤務関係は、給与、及び労働時間等労働条件の基本といえる事項について労働協約を締結することが認められている点で、他の一般の国家公務員とは明らかな違いがあり、その面を強調すれば、労使対等の原則によって規律されて然るべき面があるとはいえるけれども、他方右にみたように給与あるいは勤務時間にかかる労働条件は一般の国家公務員の勤務条件等を考慮したものでなければならないともされている点及び国営企業の予算又は資金の状況との関連で協約の効力の発生が国会の承認にかかる場合があるという点で大きな制約を 受けていることもまた明らかである。これらの諸点を総合して考えると、控訴人らの勤務関係は、その労働関係がもっぱら労使対等の原則に立つ団体交渉等の手続を通じて形成されていく私企業の労働者におけるのとは大きく異なることは否定できない。これを要するに、重要な部分において国家公務員法等の規制を受ける特殊な法律関係であり(これを基本的に公法上の法律関係であるといってもよい。)、勤務条件の決定も、これに応じた扱いを受けることになるのは止むを得ないところといわなければならない。

2 労働協約には、その規範的効力を保障するために厳格な形式が要求されているところであり、しかも控訴人らの勤務関係の特色、郵政職員における労働協約と勤務時間規程との関係、中郵当局の服務表に関する事項の労働協約締結権限の有無についての双方の認識の相違を考慮にいれれば、服務線表の内容及びその意義そのものについて労使双方に誤解が生ずる余地がないとしても、これに労働協約としての効力を与えることはできないというほかない。

そうすると、本件合意が、労働協約またはそれに準ずる効力を有するものであることを理由とする控訴人らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

4 控訴人らは、本件合意が労働協約またはそれに準ずる効力を有するものであるとまでいえなくとも、個々の労働契約の内容となっているとも主張するが、控訴人らの勤務関係の性質が先に判断したとおり、基本的には公法上の法律関係であること、勤務条件については、本来なら当然労働協約と勤務時間規程との関係は一致した対応関係を保つべきものであって、これが基本的な労働条件の内容を明示するものであることからすれば、勤務時間規程、労働協約と大きく隔たる内容を有する労働契約が個々に成立する余地はないと考えるほかない。

- 三 事実たる慣習に基づく休息権
 - この点についての当裁判所の判断は、次のとおりである。
- 1 郵政職員の労働条件に関しても慣行が一切法的効果を持ち得ないとするわけに

労働者の労働条件に関しても、労使間に慣習がある場合には、慣習があるとい うだけで労使双方を法的に拘束する規律となるとは考え難いが、そこに一定の要件 が備わることによって、慣習が個々の契約の内容となり、あるいは労働協約、就業規則を補い、これらと一体のものとして法的拘束力を有する規律としての効力を持 つと認めてよい場合が生ずる(民法九二条)。いかなる要件が備わる場合に法的拘束力を持つ規律(事実たる慣習)としての効力を有するに至ると解すべきかは、難 しい問題であるが、ことは慣習を共にする一定の集団において法的拘束力を持つ規 律としての効力を認めるものである以上、単なる事実の反復継続により慣習が成立 しているというだけでは足りないことは明らかであり、最低限ある集団に属する多数の人の間で同種の事実が反復継続して行われ、このことによって成立した慣習に 数の人の間で同種の事業が及復経続して打われ、このことによりて成立した頃音に 従うことを排除していないことは、欠くことのできない要件と考えなければならない。それだけでなく、慣習に従うことを排除していないという点に関しては、別の 規律が全くないというような分野を除いては、このようないわば消極的な要件では なく、成立した慣習に規律としての価値を認めるという積極的な評価を汲みとることができるのでなければならないと解される。民法九二条が「法令中ノ公ノ秩序ニ 関セザル規定二異ナリタル慣習アル」ことの他に、「当事者ガ之二依ル意思ヲ有セ ルモノト認ムベキトキ」と定めるのも、この趣旨を表すものに他ならないといえよう。この積極的な評価が認められるかという観点から要請される要件が、一般に 「規範意識」といわれる要件であると考えられる。規範意識がいかなる場合に認められるかを一義的に示すことは困難であるが、右に述べたところからすれば、少なくとも、当該事項に関してこれを規律する何らの規範のない場合と、規範がすでに 形成されている場合とでは、規範意識の形成され易さに違いがある(規範のない分 野の方が規範意識が形成されやすい)ことは、みやすい道理である。ことに当該事 項について明確な規範がある場合には、これと矛盾することとなる慣行が成立する に至っていても、それを新しい規範というには、当該慣行の行われている集団を規律するものとして確実なものといえるのでなければならないから、長期にわたり反 復継続されてきた慣行があるというだけで安易に慣行に対する規範意識を認めるの は相当でなく、慣行によるとの規範意識が形成されていると認めるには慎重でなけ ればならないし、その検討の一環として、ある集団のなかで慣行に従うことについ て意見が対立することが予測されるような場合には、慣行に従うことに反対の立場

て意見か対立することが下測されるような場合には、頂行に促りことに及対の立場にあるはずの者をも含めて、全体として規範意識の形成の有無を検討する必要があると考えられることを指摘しなければならない。 本件に則していえば、労働協約、就業規則に全く定めがなく、かつそれらの趣旨にも反しないことがらに関する慣行であれば、これに従うとの規範意識も比較的格別に認められてよいであろうし、その場合に慣習に従って就業規則ないも労働協にあることを否定する理由はない(労働契約成立後の表述した事実たる慣習が当該労働契約の内容となり、契約自体が変更されるとみる労働した事実たる慣習として法的拘束力を認めることは、労働関係における基本的な規範

となるべき労働協約、就業規則の効力を軽視する結果となるし、その改廃の手続を省略するに等しい結果をもたらすことになる(特に労働協約の場合、いったん効が認められれば、労働協約の改廃と同一の手続を経なければこれを改めることができないこととなる。)ことを考慮すると、規範意識の認定には厳密な証明が求られるのはやむを得ないところである。実際問題として、労働協約、就業規則に反する軽微とはいいがたいことがらについて労使間の慣行が効力を有する場合がある軽微とはいいがたいことがらについて労使間の慣行が効力を有する場合があるより、対していかにいるような事情のもとにおいて、当事者とりわけ労働協約締結権限を有する者、就業規則を改廃する権限を有する者、対して認める意思を有していたことを証拠によって認めることができるというような例外的な場合に限られると解すべきである。

さらに、控訴人ら郵政職員の勤務関係の特殊性、すなわち基本的には公法上の法律関係にあることは否定できないところであって、労働協約による労使関係の自主的規律が認められるとはいうものの、その範囲にはかなりの制約があり、私企業の労働者におけるのと異なり、その内容が規程等に明確化されるべきものとされていること及びその意義につきすでに判示したところに照らせば一般論としては勤務条件に関わる事実たる慣習の成立の余地は認められるとはいうものの、その余地は、私企業の労使関係に比して一層限定されるといわざるをえない。

- 3 そこで、先のとおりの合意及びその後の経過に照らして、本件において控訴人らの主張する慣行休息が、事実たる慣習に基づく権利ということができるかどうかについて判断する。
- (一) 当裁判所の判断は、(二)以下に述べるほかは、原判決の理由説示(原判決書六二頁末行の七の項のうち六四頁の3の項以下)と同じであるからこれを引用する。
- する。
 (二) 本件合意の後の交渉における中郵各課の服務線表の作成は、当局と組合との間で、慣行休息の時間を含めた休息の総時間を前提としていただけではなく、その配分まで具体的に定めて行われていたものであり、年を追うにつれて、その作業も手順化していったばかりか、例えば、年賀室応援線表のように各課から臨時に職員の派遣を求める際に作成する場合には、派遣元で実行されていた線表のうち休息時間の多い者の線表に合わせるといったこともあるなど、結果として慣行休息が尊重されていたことはすでに認定したとおりである。
 しかしながら、右のように服務線表作成時に双方で確認がなされた上で作業が進

しかしながら、右のように服務線表作成時に双方で確認がなされた上で作業が進んだとはいうものの、中郵における郵便業務の性質(控訴人Kの原審における事問の結果により真正に成立したものと認められる甲第一一九号証参照)かられるであるということが決まらない以上は、服務線表を作成する中郵当局者とと選択を無くするということが決まらない以上は、服務線表を作成する中郵当局者とと選択の余地はない筋合である。したがって、箱線表を用いるようになって慣行休息の余地はない筋合である。したがっても、だからといって慣行休息の権利性が高まながますます明瞭になったとはいっても、だからといって慣行休息の権利性が高まったということはできない。慣行上のものに過ぎない部分であったということができるからである。で実務上欠くことができないものであったということができるからである。

で実務上欠くことができないものであったということができるからである。また、中郵において大きな力を持つ全逓(このこと自体は当事者間に争いがないものといえる。)を交渉相手にして、紛争を避けつつ業務の合理化をはからなければならない立場におかれていた中郵当局としては、四・九確認を始めとする郵政当局の意向の表明のもとに、郵政当局が勤務時間協約を上まわる休息の是正は休日増加方式による労働時間短縮と並行して進めるほかないとの考えを固めた以上、是正のための適切な機会を得られない限り、これを正面から議論の対象にしてゆくことは、郵便局の中で中枢的役割を果たす中郵の機能を危うくさせかねないことでもり、なかなか難しいことであったことも認めるに難くない。

り、なかなか難しいことであったことも認めるに難くない。 こうした状況を考えると、中郵当局としては、人員配置の変更等に際して従来利 見の廃止を目指すことは、事実上無理なことであったといってよく、成算なしで 息の廃止を目指すことは、事実上無理なことであったと認めることがである。昭和四六年の輸送施設改廃に伴う普通部服務変更等は相当に大幅な改革であったとはいえようが、慣行休息の是正問題は相当な覚悟と熱意なしには果たし熱にといる。(当審証人」も是正について、一致結束してことにあたるという形でこの実情を認めている。)。また、昭和四五年当時中野におりる郵便業務の労働が相当に厳しいものであり、特に休息を必要とする事情もあった。 たことは被控訴人も積極的には争っていないことからすると、右のような事情が慣 行休息を是正する熱意が弱められる原因となっていたことも十分に考えられるとこ ろである。

同じ事情のもとで長年月が経過すれば、組合側はその間の事実を基にして大きな 期待をかけて折衝にあたることになるのも道理であるし、折衝の相手が強い っているからといって中郵当局が口をつぐんでいたというのでは、是正の意いと ち続けていたとはいっても可実に過ぎないとの反論を受けるのもやむを得な昭れ このはある。しかし、本件合意の前のことではあるが、郵便量の増加に伴い、和 に当たが、そこでは慣行休息は是正され、職員が多数異動したた では慣行休息を残すべくストライキもしたが、そこでは慣行休息は是正され、職員、北 後慣行休息を享受することがなくなったし(B原審)、東京南部小包集中局の 設定、東京国際郵便局の新設に当たっては、中郵から多くの職員 がわらず、慣行休息は引き継がれなかった(B原審)という経緯も あ。ことがらは決して些細なことがらといえるものではない。それにもかかわらず、 では関行休息を是正する意思を放棄する。 ではない。それにもかかわらではない。 ではないるものではない。それにもかかわらず、 のではない。それにもかかわらず、 では関行休息を是正する意思を放棄する。 ではまる根拠は乏しいといわなければならない。

のみならず、先にもみたとおり、控訴人らの勤務関係は、国家公務員法の規制の下にあり、勤務関係を準則あるいは規程により明確化すべき要請の強いものであることは、控訴人らをはじめとする郵政職員も理解していたはずであるし、中郵当局あるいは郵政当局が、勤務時間規程、勤務時間協約にない休息時間を承認するわけにはいかないとの認識に立っていたことは、控訴人らにも判らなかったとは思えない(いわば、心裡留保について相手方も内心を知っていた場合にも比すべき事情といえる。)。

(三) 長い期間にわたって慣行休息が実際には承認されてきたにもかかわらず、服務線表という職場での具体的な作業手順に表されるに終始し、労働協約としてはもとより、それ以外の形ででも合意として書面化されなかったことにはそれ相応の理由があったとみるのがむしろ素直なみかたであろう(労働時間に関する事項は本来労働協約として書面化する必要のあることは組合側においても十分認識していたことは、成立に争いがない乙第八〇号証の四の五四六頁の記載からも窺うことができるし、控訴人Bの本人尋問の結果からも認められる。)。昭和五四年一二月二七日に郵政省と全逓との間に締結された「団体交渉の方式及び手続に関する協約」(甲一六五号証)では、団体交渉事項で両者が決定したものについては、原則として直ちに成文化し、両者それぞれを代表する者が記名押印するものとする、記名押

て直ちに成文化し、両者それぞれを代表する者が記名押印するものとする、記名押名するかしないかについて争いが生じたときは、その取扱を上移するものとするとれている。その運用の実際においては、団体交渉事項であるとの意見が一致したものについても組合側が記名押印を要しないとしたものや、団体交渉事項であるかどうかについて意見の一致をみないまま事実上話合いのついたものについては記名押印を要しないとされていたことからすれば、労使双方を規律するルールのうちにも必ずしも書面化しないで済ませるものがあることは共通の認識であったということはできるであろうが、ことがらの重要性からいって、慣行休息についてそのような了解があったとは考えられない。

(四) 以上に判断したところからすると、少なくとも被控訴人(郵政省ないし中郵当局側)についてみると、本件慣行休息についてこれを規範とする意識が成立していたと認めることはできない。

の実質を有する権利として確立されていたとまで認めることはできない。 四 控訴人らは、被控訴人が慣行休息を剥奪する手続において不備があったとも主 張する。しかし、すでに判断したとおり、慣行休息は、控訴人らが将来にわたり権 利として主張しうるだけの実質を有するものではない以上、仮に団体交渉等の手続 きを重ねてみたところで、控訴人らの主張する内容の権利が確保されるというもの でもないのであるから、被控訴人のとった措置により以後慣行による休息を享受す ることができなくなったからといって、それ自体の違法、不当を取り上げる余地はない。また、成立に争いがない甲第四二号証、控訴人Aの本人尋問の結果(原審) によっても、中郵当局は昭和五九年一月一九日に同年四月二九日をもって慣行休息 を廃止する旨を通告し、休息は昭和五九年五月二七日をもって廃止されたという経 緯にあることが認められるのであって、手続的にみても穏当なものということがで き、非難するには当らないというべきである(なお、控訴人らは、服務線表を就業 規則にみたてて、これを労働者にとって不利益な内容に変更するには正当の理由が 必要であるとすべきところ、本件ではその理由がないともいうようであるが、服務 線表を就業規則と同視することはできない。)。また、控訴人らは、被控訴人(郵政省ないし中郵当局)の本件是正措置が信義に反するとか権利の濫用にわたるもの というが、すでに判示したとおりの経緯に照らして、採用することができない。 五 結論

以上の次第で、控訴人らの請求はいずれも理由がなく、これらを棄却した原判決 は相当であり、本件控訴はいずれも理由がない。

よって主文のとおり判決する。 裁判官 上谷清 田村洋三 曽我大三郎)

別紙(更正目録)、別紙一(控訴人目録)、別紙二(在職者目録)、別紙三(転出 者目録)、別紙四(課別・勤務種類別・勤務始終時刻・慣行休息時間一覧表)、別 紙五(超過勤務の慣行休息時間)各省略